

重要事項説明書



令和 7 年度

高島市立今津東保育園

（小規模保育園）

目 次

1. 事業の目的
2. 運営の方針
3. 当園の概要
4. 施設の概要
5. 開園日・開園時間及び休園日
6. 延長保育について（料金一覧）
7. 土曜共同保育について
8. 提供する保育の内容
9. 入園時に必要な書類等
10. 保護者との連絡について
11. 健康診断等について
12. 保育料について
13. 利用の終了について
14. 賠償責任保険の加入について
15. 緊急時の対応について
16. 非常災害時の対策（令和6年度）
17. 災害時の連絡について
18. 当園におけるその他の留意事項
19. 個人情報の利用について
20. 写真等の取扱いにおけるプライバシー保護について
21. 園児の人権擁護について
22. 園での投薬について
23. 要望・苦情等に関する相談窓口（令和6年度）
24. 認定の手続き・申請についてのお問い合わせ

園での薬の使用について
感染症の登園基準一覧表
重要事項説明書に係る同意書
個人情報使用に係る同意書

1. 事業の目的

高島市立今津東保育園（小規模保育園）（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育、子育て支援を行うことを目的とします。

2. 運営の方針

- 当園が定める園運営規定に則り運営を行います。
- 特定の保育士による丁寧な関わり（育児担当制）を導入し、人と信頼関係を築く力を育てることを大切にしています。
- 少人数の家庭的な雰囲気の中で、一人一人の月齢や年齢に応じたきめ細やかな保育を大切にしています。
- 小規模保育園の特性を活かしたゆったりと落ち着いた生活の流れの中で、子どもたちが意欲的に遊べる環境作りや保育の実践をしています。
- 家庭と連携を取り合い、健やかな成長を願い共に子育てできる関係作りを大切にしています。

3. 当園の概要

名 称	高島市立今津東保育園 小規模保育園
所 在 地	滋賀県高島市今津町住吉二丁目 1 6 番地 5
施設の種類	小規模保育事業所
開設年月日	令和 4 年 4 月 1 日
認可又は認定年月日	令和 4 年 4 月 1 日
連絡先	電話番号 0 7 4 0 - 2 2 - 2 2 0 5
利用定員	3 号認定利用定員 1 9 名
実施する事業の種類	延長保育、一時預かり保育、障がい児保育

クラス編成

年 齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児
クラス名	もみじ組	たんぽぽ組	ちゅうりっぷ組

職員体制（令和 6 年度）

園長	保育士	保育補助	調理師	事務
1 名	1 1 名	1 名	3 名	1 名

4. 施設の概要

敷 地	市有地 面積 1949.49 m ²
建 物	R C造平屋建（一部鉄骨） 延べ床面積 840.47 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室 2 室 保育室 6 室 乳児用トイレ 1 箇所 遊戯室 148.50 m ² 調理室 30.00 m ² 事務室 70.00 m ² 調乳 5.00 m ² 医務室 9.00 m ²
設備の種類	冷暖房有り
安全保障	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済
その他	屋外遊戯場（612.00 m ² ）

5. 開園日・開園時間及び休園日

開 園 日	月曜日～土曜日
開園時間	午前 7 時 3 0 分～午後 7 時 0 0 分
保育提供時間	保育標準時間 午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分
	保育短時間 午前 8 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分
休 園 日	日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

6. 延長保育について（料金一覧）

- ・保護者の就労や家庭の事情等により、延長保育を実施します。以下の場合
は、事前に「高島市延長保育サービス事業利用申請書」を提出してくだ
さい。

- 短時間認定 （午前 7 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで）
（午後 4 時 3 0 分から午後 7 時まで）
- 標準時間認定 （午後 6 時 3 0 分から午後 7 時まで）

- ・利用される方は前月の 28 日までに、申請書を保育園に提出してくださ
い。
- ・延長保育料金は、30 分毎に利用料金が必要です。（100 円/回）
- ・延長保育のうち午前 8 時から 8 時 3 0 分までは無料です。
（申請書の提出も不要です。）

7. 土曜共同保育について

- ・土曜日は、家庭での保育が困難な場合のみ、希望保育を実施します。
- ・土曜共同保育については、マキノ地域のこども園と土曜共同保育を行います。

保育場所 マキノ西こども園（マキノ町蛭口1365番地1）

保育時間 午前7時30から午後7時までの希望時間

（保育認定時間により延長利用申請書と延長料金が必要です。）

- ・利用される方は前月の28日までに（休みの場合は前日までに）「土曜共同保育希望申請書」を提出してください。
- ・緊急の場合に備えて「土曜共同保育利用者個人カード」を記入してください。
- ・保育中にケガをされたり、体調の悪化により受診が必要となる場合は、保護者の方に迎えに来ていただき、病院等に連れて行っていただくことになりますのでご了承ください。
- ・申請書締め切り後の申し込みには対応できないことがありますので、急な場合はご相談ください。
- ・土曜共同保育の日は、給食・おやつの提供はありません。各自で持参していただきます。
- ・送迎時には、保護者確認のため必ず名札を持参してください。

8. 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（厚生労働省）および、高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラム（高島市）を基に、以下の内容を目標とした保育の提供を行います。

（1）発達の連続性を考慮した保育の提供

乳幼児の発達を考慮し、0歳児から2歳児までの一貫した保育を提供します。

（2）様々な年齢の園児の発達の特性に応じた保育の提供

特定の保育士との愛着関係を築きながら、健康、安全、心身の発達に努めます。

（3）家庭的な保育の提供

異年齢のふれあいを多く持ち、家庭的な保育の提供を目指します。
また、地域とのつながりを大切に保育します。

9. 入園時に必要な書類等

- （1）住居を確認するもの
- （2）保護者の連絡先
- （3）児童の体調を確認するもの
- （4）児童の嗜好や生活習慣を知るもの

- (5) その他、当園が、乳幼児が園生活を送るために必要と考える情報について書類の提出を求めることがあります。

10. 保護者との連絡について

- (1) 園や家庭での状況を相互連絡するために、連絡帳を活用します。園からの連絡事項やその日の活動等記入しますので、毎日確認してください。
- (2) 月に1回、園便りを発行し、月の行事や連絡事項などをお知らせします。クラスの様子はクラス便りでお知らせします。
- (3) その他、健康便り、給食便り、アンケート等を配布することがあります。

11. 健康診断等について

- (1) 内科健診・歯科健診
それぞれ年2回、嘱託医が健診を行います。結果については、後日、書面にてお知らせします。
- (2) 身体測定
毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳に記載します。

嘱託医（令和6年度）

内 科	おかだ小児科医院
医院長名	岡田 清春
所在地	滋賀県高島市今津町名小路一丁目1-6
電話番号	0740-22-8731

歯 科	原田歯科医院
医院長名	原田 直一
所在地	滋賀県高島市今津町桜町一丁目6-1
電話番号	0740-22-2016

12. 保育料について

- (1) 基本保育料
令和元年10月1日から国の幼児教育・保育の無償化に加え、国の無償化の対象外の児童も含め市独自施策により完全無償化を行っています。
- (2) 延長保育料
高島市が定める延長保育料をお支払いいただきます。
- (3) その他行事等の実施により、実費をご負担いただく場合があります。

13. 利用の終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了します。

- ・当園は0歳児から2歳児までの乳児を対象とした小規模保育園であることから2歳児の保育を終了した時。
- ・子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなった時。
- ・その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じた時。

14. 賠償責任保険の加入について

独立行政法人日本スポーツ振興センター（災害共済給付制度）に加入していただきます。（自己負担 年240円）

15. 緊急時の対応について

（体調の急変）

園児の容体に変化等があった場合は、あらかじめ保護者が個人票で指定した緊急連絡先へ連絡したうえで、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

なお保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する医療機関で、適切な対応を行いますのであらかじめ御了承ください。

16. 非常災害時の対策（令和6年度）

登園後に暴風警報や災害が発生した場合は、安全に速やかに迎えに来ていただくようにお願いします。

消防計画作成 届出書	消防署届		令和6年4月1日	
	防火管理者	氏名 白井 浩子		
避難訓練	火災及び地震、その他災害を想定した避難訓練（月1回）を実施します。			
防災設備	自動火災報知機	有	煙感知器	有
	ガス漏れ報知機	有	非常警報装置	有
避難場所	第1避難場所	今津東保育園 園庭	第2避難場所	職員駐車場
				元今津専修学校 駐車場

17. 災害時の連絡について

○休園について

- ・台風等で朝7時の時点で近江西部に「暴風のつく警報」または「特別警報」が発令されている場合は「休園」とします。
- ・保育中に発令された場合には、降園となりますので迎えをお願いします。園からメール配信させていただきますので、「高島市学校連絡メール」の登録をお願いいたします。

18. 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内は、すべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は御遠慮ください。

19. 個人情報の利用について

園児ならびに保護者等に係る個人情報の取り扱いについては、その重要性を十分認識し、公正で円滑な業務の推進を図るため、高島市個人情報の保護に関する法律施行条例および関係法令に基づき適正に行います。

- (1) 園では、保護者より口頭もしくは文書により提出を受けた個人情報、高島市子ども未来部幼児保育課から取得した入園等に関する個人情報を円滑な園運営や保育活動以外の目的で使用することはありません。
- (2) 園児が転園をする際、兄弟姉妹が別の施設に在籍されている場合等において、必要な連絡調整や円滑な移行・接続を図るために、園児とその保護者の情報を必要最小限の範囲内で転園先と共有する場合があります。
- (3) 以下の場合は必要に応じて園児やその保護者に関する情報を関係機関等へ提供します。
 - ・ 事故、災害等の緊急時の際の安否等にかかる情報
 - ・ 児童虐待に関する情報
 - ・ 法令に基づく犯罪捜査等への協力

20. 写真等の取扱いにおけるプライバシー保護について

園の活動を知っていただくため、園便り、クラス便り、園内向けのスライド等で、園児氏名や園児の写真に掲載することがありますのでご理解とご協力をお願いします。掲載されるとご都合の悪い方は、事前に担任までお知らせください。

また、園外においても、事前に保護者の同意を得た上で、市広報紙やホームページ、教育・保育研究資料などで写真や名前を掲載させていただくことがあります。

入園式、園行事などで保護者に配布する園児名簿、クラス便り、保護者会（親の会）等で知り得た情報を共有するのは、ご家族や関係者間のみとさせていただき、第三者へ提供しないようにしてください。

21. 園児の人権擁護について

児童福祉法第25条の規定に基づき、要保護児童を発見した場合、市町村、都道府県が設置する福祉事務所、児童相談所のいずれかに通告する義務が定められています。不審な傷やアザを発見した場合、問い合わせさせていただきます。

また職員は、園児の人権擁護、虐待防止等のための研修や不適切な保育を

予防するための研修等も実施しています。

2 2. 園での投薬について

園での投薬は、医療機関でないため認められていません。
詳細は、別途資料をご確認ください。



2 3. 要望・苦情等に関する相談窓口（令和6年度）

（1）受付担当者

氏名 白井 浩子 （役職：園長） TEL 2 2 - 2 2 0 5

（2）解決担当者

氏名 白井 浩子 （役職：園長） TEL 2 2 - 2 2 0 5

（3）第三者委員

氏名 八木 喜美子（役職：民生委員児童委員）

氏名 橋本 重生 （役職：民生委員児童委員）

（4）受付方法

面接・文書・電話などの方法で受け付けます。

2 4. 認定の手続き・申請についてのお問い合わせ

（1）認定の変更の場合

事実発生日（要件を有した又は無くした日）が変更申請日より前で
あっても、事実発生日に遡って変更はできません。

ア. 3号認定から2号認定に変更となる場合

在園中に満3歳に到達する場合、市において2号認定に変更
し、新しい支給認定証が送付されます。

イ. 就労時間等の変更に伴う認定（保育時間）を変更する場合

○提出書類：教育・保育給付認定変更申請書（高島市指定様式）

就労証明書

支給認定証

印鑑とマイナンバー関係書類

○提出先：高島市役所幼児保育課

（2）住所・保護者の変更の場合

○提出書類：教育・保育給付認定申請内容変更届（高島市指定様式）

※上記以外にも就労等の保育を必要とする事由が変わる場合は、手続きが必要になります。詳しくは高島市役所幼児保育課にお問い合わせください。

※保育の認定に必要な申請に虚偽があり、変更しないまま利用していると、罰金等が課せられることがあります。忘れずに申請するよう気を付けてください。

以上、当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保 育 園 名：高島市立今津東保育園
（小規模保育園）
説明者職名：園長 白井 浩子